

令和3年度決算検査報告に掲記した事項等の総件数は310件であり、指摘金額は計455億2351万円である。この内訳は次のとおりである。

事項等	掲記件数	指摘金額	左記の掲記件数のうち背景金額を掲記した件数
不当事項	収 4件	18億1500万円	—
	支 259件	86億0186万円	—
	外 2件	1448万円	—
	265件	104億3136万円	—
意見を表示し又は処置を要求した事項			
34条関係	支 2件	1億1344万円	—
34条及び36条関係	支 4件	6億4261万円	—
	外 1件	18億9089万円	—
36条関係	支 11件	68億1454万円	6件
	外 2件	233億3074万円	—
	19件	327億9222万円	6件
本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項	収 1件	—	1件
	支 20件	23億8959万円	8件
	外 2件	—	2件
	22件	23億8959万円	10件
指摘事項計	収 5件	< 4件分 > 18億1500万円	/
	支 296件	< 289件分 > 184億7239万円	
	外 7件	< 5件分 > 252億3611万円	
	306件	< 297件分 > 455億2351万円	
国会及び内閣に対する 報告（随時報告）	1件		
国会からの検査要請 事項に関する報告	1件		
特定検査対象に 関する検査状況	2件		
総計	310件	< 297件分 > 455億2351万円	

注(1) 指摘金額・背景金額……6ページ参照

注(2) 収 は収入に関するもの、支 は支出に関するもの、外 は収入支出以外のものである。

注(3) 金額は1万円未満を切り捨てているので、集計しても合計額と一致しない場合がある。

注(4) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」のうち1件は支出と収入支出以外の両方に関するものであり、それぞれで件数を計上している。また、件数の合計に当たってはその重複分を控除している。

注(5) 「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」のうち1件は支出と収入支出以外の両方に関するものであり、それぞれで件数を計上している。また、件数の合計に当たってはその重複分を控除している。

注(6) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計7件ある。

注(7) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの及び「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているものがあり、それぞれその金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

【参考1】

令和3年度決算検査報告掲記事項の府省・団体別、事項別件数金額総括表

事項 府省又は 団体名	不当事項	意見を表示し又は処置を要求した事項			本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項	計
		会計検査院法 第34条関係	会計検査院法 第34条及び 第36条関係	会計検査院法 第36条関係		
	件	件	件	件	件	件
国 (衆議院)					支 1 956万円 (2億2349万円)	支 1 956万円 (2億2349万円)
国 (参議院)					支 1 732万円 (2億0107万円)	支 1 732万円 (2億0107万円)
国 (国立国会図書館)					支 1 301万円 (1億7941万円)	支 1 301万円 (1億7941万円)
内閣府 (内閣府本府)	支 9 2億3598万円			支 1	支 1 4306万円	支 11 2億7904万円
総務省	支 17 4億2051万円			支 1	支 1 7億3061万円 (2兆7311億1621万円)	支 18 11億5112万円 (2兆7311億1621万円)
法務省					支 1 6億9854万円	支 1 6億9854万円
外務省				支 1 (1830万円)		支 1 (1830万円)
財務省	取 1 1億6217万円				取 1 (13億1891万円)	取 2 1億6217万円 (13億1891万円)
文部科学省	支 25 2億6593万円			支 1	支 1 9億1706万円	支 26 11億8299万円
厚生労働省	取 2 16億0166万円					取 2 16億0166万円
	支 144 67億3056万円	支 1 7019万円	支 1 3億1719万円	支 3 1億4379万円 (16億9348万円) (3億8426万円)	支 1 4300万円	支 150 72億6173万円 (16億9348万円) (3億8426万円)
農林水産省	支 20 2億2120万円		支 1 5835万円	支 4 50億2308万円 (39億2191万円) (4646億3666万円)	支 1 3億9575万円 (44億3818万円)	支 26 56億5172万円 (39億2191万円) (4646億3666万円) (44億3818万円)
経済産業省	支 5 2718万円			支 1		支 6 2718万円
				外 1 15億4847万円		外 1 15億4847万円
国土交通省	支 21 4億1851万円		支 2 2億6707万円		支 3 7922万円 (2445万円)	支 26 7億6480万円 (2445万円)
					外 1 (1億4160万円)	外 1 (1億4160万円)
環境省	支 8 1億7890万円					支 8 1億7890万円
防衛省	支 4 6100万円				支 4 4億9745万円	支 8 5億5845万円
日本私立学校振興 ・共済事業団	支 4 2368万円					支 4 2368万円
東日本高速道路 株式会社					支 1 530万円 (8119万円)	支 1 530万円 (8119万円)

府省又は 団体名	事 項	不 当 事 項	意見を 表示し 又は 処置を 要求した 事項			本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項	計
			会計検査院法 第34条関係	会計検査院法 第34条及び 第36条関係	会計検査院法 第36条関係		
中日本高速道路株式会社						支 1 3047万円 (3410万円)	支 1 3047万円 (3410万円)
西日本高速道路株式会社						支 1 (5542万円)	支 1 (5542万円)
国立研究開発法人国立環境研究所			支 1 4325万円				支 1 4325万円
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	取	1 5116万円					取 1 5116万円
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	支	1 1430万円					支 1 1430万円
独立行政法人中小企業基盤整備機構				外 1 217億8227万円			外 1 217億8227万円
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構					外 1 (305億2249万円)		外 1 (305億2249万円)
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構					支 1 1300万円		支 1 1300万円
	外	1 176万円					外 1 176万円
独立行政法人住宅金融支援機構				外 1 18億9089万円			外 1 18億9089万円
国立大学法人東北大学	外	1 1272万円					外 1 1272万円
国立大学法人東京農工大学					支 1 5億3733万円		支 1 5億3733万円
国立大学法人信州大学					支 1 2658万円		支 1 2658万円
国立大学法人神戸大学	支	1 406万円					支 1 406万円
合計	取	4 18億1500万円				取 1	取 5 18億1500万円
	支	259 86億0186万円	支 2 1億1344万円	支 4 6億4261万円	支 11 68億1454万円	支 20 23億8959万円	支 296 184億7239万円
	外	2 1448万円		外 1 18億9089万円	外 2 233億3074万円	外 2	外 7 252億3611万円
	計	265 104億3136万円	計 2 1億1344万円	計 5 25億3350万円	計 12 301億4528万円	計 22 23億8959万円	計 306 455億2351万円

○ 上記の各事項のほか、「国会及び内閣に対する報告」（随時報告）が1件、「国会からの検査要請事項に関する報告」が1件、「特定検査対象に関する検査状況」が2件あり、これらを含めた掲記件数は310件である。

注(1) 「取」は収入に関するもの、「支」は支出に関するもの、「外」は収入支出以外のものである。

注(2) 金額は1万円未満を切り捨てているので、集計しても合計額とは一致しない場合がある。

注(3) ()内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。

注(4) 内閣府(内閣府本府)のうち1件及び総務省のうち1件は、内閣府(内閣府本府)及び総務省の両方に係る指摘であり、金額は総務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(5) 経済産業省のうち支出に関する1件及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の収入支出以外に関する1件は、経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の両方に係る指摘であり、金額は独立行政法人中小企業基盤整備機構のみに計上している。また、件数は、支出と収入支出以外のそれぞれで計上しているが、その合計に当たっては、重複分を控除している。

注(6) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの(過剰木材在庫利用緊急対策事業に関するもの(83ページ及び149ページ参照))と、「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているもの(人材開発支援助成金及びキャリアアップ助成金に関するもの(51ページ、52ページ及び197ページ参照))があり、それぞれその金額の重複分を控除しているので、各事項の金額を合計しても計欄の金額とは一致しない。

注(7) 国土交通省のうち1件は支出と収入支出以外の両方に関するものであり、それぞれで件数を計上している。また、件数の合計に当たってはその重複分を控除している。

注(8) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計7件ある。

【参考2】

掲記件数、指摘金額の推移(平成24～令和3年度決算検査報告)

年 度	掲 記 件 数	指 摘 金 額
平成24	630件	4907億4510万円
25	595件	2831億7398万円
26	570件	1568億6701万円
27	455件	1兆2189億4132万円
28	423件	874億4130万円
29	374件	1156億9880万円
30	335件	1002億3058万円
令和元	248件	297億2193万円
2	210件	2108億7231万円
3	310件	455億2351万円

(注) 掲記件数には「国会及び内閣に対する報告」(随時報告)、「国会からの検査要請事項に関する報告」及び「特定検査対象に関する検査状況」の件数も含まれている。

【参考3】

指摘金額と背景金額

「指摘金額」

指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等である。

なお、検査報告の指摘金額の総額については、「無駄遣いの総額」などと言われることがあるが、上記のように様々な事態を指摘していることから、会計検査院では指摘事項を説明する際に「無駄遣い」という表現を用いていない。

「背景金額」

背景金額とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、上記の指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものである。なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていない。